

大規模災害(地震)に関する静岡市議会の対応

大規模災害発生以前

1. 東海地震注意情報 ⇒ 「判定会」招集

- 議長及び副議長は、議会事務局から関係情報について速やかに報告を受けるものとする。

2. 東海地震予知情報 ⇒ 「警戒宣言発令」「地震災害警戒本部設置」

【会議開催時の対応】

- ① 静岡市議会の運営等に関する規約(平成 20 年 5 月 1 日議会運営委員会決定) 第 7 章〔非常時の対応〕(第 69 条～第 72 条)の規定により対応する。

- ・議長(委員長)は、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会(散会)を宣言する。
- ・議事堂からの避難が必要となった時は、事務局が誘導して退去する。
- ・議場(委員会室)からの避難が必要となった時は、会派代表者(委員長)は、所属議員全員の避難が完了したときに、事務局長にその旨を報告する。

- ② 議長及び副議長は、議会事務局から関係情報について速やかに報告を受けるとともに、必要に応じて議員への連絡等について指示を与えるものとする。

【会議開催時以外の対応】

- ① 議長、副議長及び議員は、常に所在を明らかにしておくものとする。
- ② 議員は、議会事務局からの関係情報を連絡網※により受ける。
- ③ 議員は、それぞれの地域において必要な準備活動(津波や崖崩れの危険地域からの避難その他の準備)に協力するものとする。

大規模災害発生後

【会議開催時の対応】

- ① 静岡市議会の運営等に関する規約(平成 20 年 5 月 1 日議会運営委員会決定) 第 7 章〔非常時の対応〕(第 69 条～第 72 条)の規定により対応する。

- ・議長(委員長)は、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会(散会)を宣言する。

- ・議事堂からの避難が必要となった時は、事務局が誘導して退去する。
- ・議場(委員会室)からの避難が必要となった時は、会派代表者(委員長)は、所属議員全員の避難が完了したときに、事務局長にその旨を報告する。

【会議開催時以外の対応】

- ① 議員は、次に掲げる【安否確認要領】に沿って直ちに安否を議会事務局に報告するものとする。
- ② 議長及び副議長は、議会事務局から関係情報について速やかに報告を受けるとともに、必要に応じて、議員への被害状況の連絡(連絡網※利用)等について指示を与えるものとする。
- ③ 議長は、必要に応じて各会派代表者会議を招集し、又は所管の委員長をして委員会等を招集させるものとする。
- ④ 議員は、それぞれの地域において、災害救援活動に協力するものとする。

1 【安否確認要領】

(1) 報告を要する災害の種類と程度

地震によるもの・・・震度5強以上の揺れが観測された時

(2) 報告の方法 ⇒ 議員個人から、次の手段で事務局あて報告する。

① 固定電話 054-252-1382 (議会事務局)

2. 連絡網について・・・事務局からの情報の伝達に利用する。

連絡網の利用に際して留意いただきたいこと

- 1 総合防災訓練時に使用する「非常連絡網」を利用する。
- 2 伝達の途中で連絡が取れない者があるときは、「〇〇と連絡が取れない」旨を添えて、次の順番の者に伝達する。
- 3 非常連絡網の各列の最終者は、発信者(各列の最初の者)に返信する。